



2006.12.  
 プレス民主編集部  
 東京都千代田区永田町1-11-1  
 電話 03-3595-9988(代表)

号外

松戸市・流山市・野田市版



衆議院議員

太田かずみ



連絡先【民主党千葉県第7総支部】〒271-0047 松戸市西馬橋幸町36 大栄ビル2F 電話 047-346-1313 FAX 047-346-2313

## 消費者の安全へ、経産省のパロマ事故対応を徹底追及



早いもので、いよいよ「師走」になってしまいました。今年も気の滅入るようなニュースが多かったですね。なかでも、パロマの瞬間ガス湯沸かし器の欠陥が20年も見過ごされて、その間に21人が死亡していたことが明らかになった問題では、責任逃れの対応を繰り返したメーカーや、有効な対策を打てなかった経済産業省の怠慢に強い憤りを感じました。

製品による重大な事故が起こったとき、これまでの法律では、メーカーが経済産業省に報告する「義務」はありませんでした。パロマ製品の問題も、事故報告がきちんと上がってきていればもう少し早く対応ができていたとして、経産省はメーカーや輸入業者に、重大事故の報告を義務付ける「消費生活用製品安全法」改正案を国会に提出しました。これは消費者の安全にとって「一步前進」であり、全会一致で可決成立しました。

11月1日、私が経済産業委員会で1時間の質問時間をもらった際は、その大半を経産省の「感度の鈍さ」に対する厳しい追及に当てました。

というのも、パロマの20年来の事故は、経産省にまったく報告されていなかったわけではなく、少なくとも5件については報告があがっていたのです（パロマ側はこのほかにも2回口頭で報告したと主張している）。ところが経産省は、現行法に基づいて、もっと詳しい調査報告を命じるわけでもなく、立入り調査をやるわけでもなく、きわめて緩慢な対応に終始したのです。なかには報告書を紛失していたケースすらあったのです。何かガクッとしませんか。「消費者の安全」に関しこの程度の「感度」では、報告が義務付けられたところで意味がありません。経産省の体質改善、役所間の縦割りを排した情報の共有化など、消費者安全行政の確立を私は強く要求しました。

### 縦割り排した安全行政を

さて、この法律の93条には、消費者安全行政に関して、お役所の対応に不満があり物申したいときに、「大臣に対する申し出権」が消費者の権利として位置づけられています。しかし、法律ができて30年以上たちますが、この権利を使った申し出は一件もないのだそうです。安全行政の「感度」をあげるために、消費者ももっとどんどん物申す必要があります。